

地域金融機関の職員様向けニュースレター

NEWS LETTER

2017.12. Vol.94

# 顧客相談 サポート通信

発行：©行政書士 銚立 栄一朗事務所  
〒167-0042 東京都杉並区西荻北 3-22-20-201  
TEL 03-5311-0780 FAX 03-5311-0781

## < 目次 >

- ・ごあいさつ
- ・サポート事例・・・『子供がいない50歳代夫婦の公正証書遺言作成サポート』
- ・編集後記

ファイルに綴じて保存できます



行政書士 銚立 栄一朗事務所  
Change&Revival 株式会社  
代表 銚立 栄一朗  
事業承継アドバイザー ECA  
宅地建物取引士  
ビジネス法務エキスパート®  
1974年生れ おひつじ座 B型  
趣味：ランニング、フットサル

## <ごあいさつ>

こんにちは、銚立です。

早いもので今年も残すところ1ヶ月を切りました。

あらためて今年を振り返ってみると、当事務所にとっての一番のトピックは、やはり事務所を西荻窪に移転したこと。利便性が向上しただけでなく、私自身、環境が変わったことでフレッシュな気持ちで仕事をすることができました。

次にインパクトがあったのは、仕事上のデータを原則すべてクラウドで管理することに決め、実行に移したこと。書類のデータ化を進め、どのデバイスでもデータにアクセスできるようになりました。

お陰で、今年は事業が加速した一年となりました。来年も、変化し続ける年にしたいと思います。

## <サポート事例>

### 『子供がいない50歳代夫婦の公正証書遺言作成サポート』

昨年お父様の生前贈与の手続きをサポートさせていただいた娘様のI様（50歳代）から、I様ご本人の公正証書遺言の作成についてご相談を受けました。

お会いしてお話を聞くと、I様は年末に大きな手術を控えているとのこと。

I様夫婦には子供がいないため、万が一のことを考えて、夫のために遺言書を残しておきたい、というご相談でした。

また、I様のご主人も、「自分の姉と姪甥には一切財産を渡したくない。孤児や遺児に寄付したい」と

いう希望もあり、夫婦で遺言書を作成することになりました。

当事務所では、夫婦の所有不動産及び金融資産を整理し、予備的遺言を含めた案文を提案。

公証役場と遺言の内容を調整し、夫婦の公正証書遺言の作成をサポートさせていただきました。

### <お客様の声>

■「ここまできっちり作ったという満足感があります」（子供がいない夫婦の公正証書遺言作成サポート 江東区 I様ご夫婦 50歳代）

## ＜サポート事例＞

——当初、どのようなことでお困りだったのですか？

そもそも、両親が遺言を残すという話があったのですが、すでにマンションの生前贈与を行っていましたし、(子供である)私と姉の間では絶対にもめることがないので作らなくてもいいということになりました。

でも、遺言書のことはずっと頭に残っています。

実は夫の叔父夫婦は子供がいなかったのですが、遺言書をちゃんと遺していたんですね。やっぱり子供がいなくて夫婦は、あとあと相続でもめることになるんじゃないかと。夫に先立たれた奥さんの立場に

立つと、疎遠になった夫の親族と遺産分割協議をするのは大変だと思います。

私の場合は、親がお金のことについてしっかりしているの、親から生前贈与を受けたお金については、「これは親のお金」ということになる。親からしてみたら、最終的に夫の親族にお金が行ってしまうのは釈然としないのだと思います。

そのような親なので、私にもしものことがあったときに夫に迷惑をかけたくないと思って、親の承諾を取ったうえで、あとあと文句を言われぬように遺言書を作成しておこうと考えました。

整理すると、①もともと遺言書に関心があった、

②自分の病気(今年の年末に手術を控えている)、  
③夫に家(マンションの持分)を遺したい、といったことがあって、今回遺言書を作成することにしました。

——何が決め手となって、業務を依頼しましたか？

自分で色々調べてみたところ、公正証書遺言を作成するには、遺産の価額によって手数料がかかることがわかりました。試算してみたところ、自分でも結構お金がかかるんですね。

それに、当初はじっくり3年ぐらい勉強してから作ろうと思っていましたが、すぐに手術をすることになって。自分でやって、結局作成が間に合わなかったら意味がありません。

遺言書の作成サポートが行政書士の仕事だということを知って、銚立先生には親の件でお世話になっていたの、これはもうお願いするのが賢いと思いました。

——実際に業務を依頼されてみていかがでしたか？

夫：後の心配がなくなったのでほっとしました。これでもし何かあっても(財産のことを)きれいにできます。

妻：パーフェクト、完璧！  
やはり、ここまできっちり作ったという満足感があります。真剣に色々考える機会になりました。

## ＜編集後記＞

勤労感謝の日の連休に、台湾(台北～台南)に旅行に行ってきました。目的は、ひたすら美味しいものの食べ歩きと、お目当てのショップ巡り。ガイドブック3冊とビオフェルミン(胃腸薬)を持参して、朝から晩まで歩き回って台湾を満喫してきました。旅行に行って得た気づきをブログに書いたの、良かったらご覧になってください！

⇒ <http://hokodate-eiichilaw.com/revival/notice15>

行政書士 銚立榮一朗事務所は、法律手続きの助言・提案・代行を通じ、お客様の“ハッピーな将来を実現する”お手伝いをしております。

### ＜主要業務＞

#### ■ 個人のお客様

遺産相続 遺言書作成 生前贈与 親族間売買  
貸地・借地 家庭の資金繰りサポート 成年後見

#### ■ 法人のお客様

会社・法人設立 営業許可申請 資金調達・資金繰り  
契約書作成 事業承継計画サポート 借入金整理

#### ■ 中小企業向け 経営アドバイザー & 財産コンサルティング

◎職員様向け研修会、顧客向け無料相談会・セミナー等の講師

- 財産の問題で困っているお客様がいる
- 経営の問題で困っているお客様がいる
- お客様の問題を解決して、融資につなげたい

お気軽に  
ご連絡ください！

行政書士  
**銚立榮一朗事務所**  
HOKODATE EIICHI LAW OFFICE  
**Change&Revival 株式会社**  
宅地建物取引業免許 東京都知事(2)第94647号

〒167-0042 東京都杉並区西荻北 3-22-20-201

**TEL 03-5311-0780** (9:00~20:00 土日祝休) **FAX 03-5311-0781**

ホームページ <http://www.hokodate-jimusyo.com> >> 銚立 事務所 検索

**WEBからも、本紙を  
見ることができます。**

詳しくはこちら →



または、「サポート通信オンライン」で検索  
<http://www.hokodate-jimusyo.com/news>